

一般社団法人 建設技能人材機構 (JAC)  
令和 6 年度事業計画書

JAC としては、これまでも、我が国の建設業の健全な発展に資する観点から、特定技能 1 号・2 号評価試験、正会員団体による研修・講習の実施支援、適正就労監理等を通じた建設分野における特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れに取り組んできたが、引き続き、これらの事業の充実化に取り組む。

そうした中、令和 6 年度においては、特定技能外国人が我が国の建設業界において中長期的に活躍できるキャリアパスの構築支援を図るため、

- ・ 2 号移行も見据えた 1 号特定技能外国人のスキルアップ支援
- ・ 海外における優秀な特定技能外国人材の確保支援
- ・ 特定技能外国人にとって働きやすい職場づくり支援

の三つの観点を踏まえた事業展開に取り組む。

その際には、幅広い会員ニーズを踏まえた形での事業組成・展開、会員目線での情報発信・手続きの簡素化、多くの会員へのサービス提供等に、十分に留意する。

1. 2 号移行も見据えた 1 号特定技能外国人のスキルアップ支援等

- (1) 特定技能 1 号及び 2 号評価試験について、日本国内各地において実施するとともに、海外においては、インドネシア、フィリピン、カンボジア、モンゴル、ミャンマー、ネパール、タイ、スリランカ、インド、ウズベキスタン、バングラデシュ等で実施する。その際に、試験運用については、試験委員会等の議論も踏まえ、適切に対応する。

また、無料職業紹介については、引き続き、広報等を通じた利用促進に取り組むとともに、海外においては、特定募集情報等提供事業による海外試験合格者・求人会社への求人求職情報提供サービスの利用促進に取り組む。

- (2) 1 号特定技能外国人のスキルアップ環境整備の観点から、引き続き、正会員団体が実施する国内での技能検定 1~3 級等の資格取得に向けた「スキルアップ技能研修」等への JAC による様々な支援を通じた正会員団体の取組の活性化に取り組む。

また、JAC による無料母国語安全衛生教育（母国語による新規入職者教育、足場・フルハーネス等の特別教育、職長・安全衛生責任者教育等）を、オンライン方式により、多くの特定技能外国人への提供に取り組む。これらと併せ、無料母国語技能講習の実施体制の整備についても、受講ニーズを踏まえ、取り組む。

その際、これらの取組については、受入企業の技能実習生も対象とする。

さらに、受入後講習の無償化等、政府と連携したスキルアップ環境の整備に取り組む。

(3) JAC による無料日本語講座について、これまでの「やさしい日本語講座」に加え、「日本語能力試験 N4～N2 合格を目指す日本語講座 (N シリーズ)」、「毎週日曜日に対面・オンラインのハイブリッドで開催する日本語講座 (サンデー教室)」等、受講ニーズも踏まえたメニューの多様化・充実化、実施事業者の拡大を通じた受講枠の大幅拡大等に取り組む。

その際、これらの取組については、受入企業の技能実習生も対象とする。

## 2. 海外における優秀な特定技能外国人材の確保支援

(1) 海外における優秀な特定技能外国人材確保の推進の観点から、引き続き、正会員団体が実施する採用活動、基礎的な技能・日本語講習事業への JAC による様々な支援を通じた正会員団体の取組の活性化に取り組む。

(2) また、各試験実施国における優秀な受験者増の観点から、例えば、インドネシアにおいて、JAC による

・日本の建設業の安全対策・優れた建設技術等の PR を目的とした「ショーケース」

・「工業高校等」の先生・生徒を対象に、日本の建設業の安全対策・優れた技術、日本の住みやすさ等の PR を目的とした「セミナー」

等の取組を、政府、在日インドネシア大使館等の関係機関との連携のもと、各地域において、取り組む。これらの取組に加え、フィリピンをはじめとした各試験実施国の実態等を踏まえた広報活動にも取り組む。

## 3. 1号特定技能外国人にとって働きやすい職場づくり支援

特定技能外国人の受入れ環境の適正化の観点から、働きやすい職場づくり等に資する以下の支援メニューに取り組む。

・特定技能外国人補償制度（政府労災の上乗せ（死亡・後遺障害補償、休業補償）に係る補償制度）

・日本人従業員向け無料外国人共生講座（外国人に伝わりやすい日本語講座等）

・特定技能外国人一時帰国支援（1号特定技能外国人について、1回に限り、1人5万円を支援）

・CCUS 手数料支援（管理者 ID 利用料 11,400 円/年、能力評価手数料 4,000 円/人の全額支援）

#### 4. 母国語相談への対応・巡回訪問等の実施

特定技能外国人からの苦情・相談への母国語での対応のほか、特定技能外国人を受け入れる建設企業の「特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範」の遵守状況及び建設特定技能受入計画の実施状況の確認のための巡回訪問等を適正就労監理機関（一般財団法人国際建設技能振興機構 FITS）への委託により実施する。

#### 5. 様々な媒体を活用した広報活動の推進

多くの関係者（外国人や建設企業等）に対し、建設分野の特定技能外国人に関する制度やJACの取組内容等についての周知等の観点から、HP、会員へのダイレクトメール、SNS、ネット広告、機関誌等の様々な媒体を活用し、主に以下の広報活動の推進等に取り組む。

- ・ 会員、特定技能外国人等に対する支援メニューの周知、グッドプラクティスの普及
- ・ 特定技能外国人の受入れを希望する建設企業に対する制度説明会の開催
- ・ 特定技能外国人を目指す外国人に対する仕事セミナーの開催

さらに、より会員目線に立った効果的な広報手法の検討に取り組むとともに、JACによる事業運営の透明性の確保等の観点から、会員等に対する事業内容に関する情報提供の改善に取り組む。

#### 6. 制度運用改善検討事業の実施

特定技能外国人が中長期的に活躍できるスキルアップの構築支援の観点から、

- ・ 日本での就労に関する他国との優位性の分析調査、試験受験者アンケート調査、現地学校等ヒアリング調査等を踏まえた効果的な採用プロモーション方策検討
- ・ 会員企業向けアンケート調査、現地企業等ヒアリング調査等を踏まえたスキルアップ支援メニューの改善・開発検討

等に取り組む。

#### 7. 効果的かつ効率的な業務運営体制の整備

業務の効果的かつ効率的な運営の観点から、JACの情報通信システムの改修等に加え、今後の業務運営の基盤となる必要な人材、機材等の確保に取り組む。

特に、支援メニューの会員への提供の確実性、会員目線での手続き簡素化等に取り組む。